

# 現在の財政事情をみる

## ひつ迫する町のふところ

甘楽町の財政事業が公表されました。この公表は、三十年からはじめられ、年二回行なわれることになつています。こんどは十三回めです。公表された内容は、おもに三十九年度の決算の状況と、四十年七月一日から十二月三十日までの一般会計、特別会計、町有財産などについて明らかにされたものです。広報では、町の条例に基づいて、その大要をお知らせします。

四十年度予算は、財源難のため編成時に圧縮をいたしました。収入も伸び悩みました。これに対しても支支出面では、経常的な物件費をはじめ、建設事業費等も当初の計画の事業費では、実施できない状況であり、歳出規模の増加率が、歳入規模の増加率を上回っている状態です。

## 40年度の収入支出状況

### 一般会計

いままでに行なった事業の中の体育馆の新築事業も完工し、これに対する支払いもほとんどのものが多く、十二月三十一日現在の歳出合計は、一億六百六十四万九千円で、予算に

対して五九・五一%の支出率です。しかし、歳入では町税は予算額にたいして八六・五九%、地方交付税では百分と一般財源は大部分が收入されおり、收入割合は予算にたいして六九・一三%です。

## 40年度町税の収入状況

町税の収入状況は、別表のとおりです。このうち特に町税、固定資産税については、納期限がすぎておりますが、その収入率は前年度同期とくらべ、わずかではあります。しかし、これが上昇して

(単位千円)

税目	調定額	収入額	収入率	昨年同期収入率	備考
町民税	7,751	5,844	75.40	78.37	町民税全部
	3,213	2,920	90.88	91.04	現年度分、普通徴収分
固定資産税	19,599	19,105	97.48	97.20	固定資産税全部
	18,770	18,479	98.45	98.39	現年度普通徴収分
軽自動車税	3,166	3,086	97.47	96.88	軽自動車税全部
	3,083	3,064	99.38	98.41	" 現年度分
電気ガス税	1,422	1,422	100.00	100.00	10月分までの収入額
たばこ消費税	4,934	4,934	100.00	100.00	11月分までの収入額
町税計	37,010	34,530	93.30	93.22	現年度分、滞納繰越分 特別徴収分、交付金納付金

## 特別会計

### 国民健康保険

国民皆保険の旗じるしの下に出発した国民健康保険事業なりました。月平均三百五十万円程度の保険者の受診率の増加と相まって、その医療給付費も、まさにとし上昇をかねて、本町七〇・八九%です。

### 農業共済会計

十二月末現在の収入、支出の状況は、次のとおりです。  
歳出入予算額  
一千九十九万四千円  
歳出入実績  
二千五百六万八千円  
歳出入予算額  
七十五万六千円  
歳出入実績  
一百二十万七千円  
歳出入予算額  
六十一万四千円  
歳出入実績  
四十一年九月三十日に起債償還元利金八万千六百円を支出しただけです。

### 町の財産と借金

#### ○土地

山林、原野、宅地など197町2反4畝10歩54

#### ○建物

学校、役場、出張所など延坪数6,861坪

#### ○積立金基金

農業共済会計積立金や役場厅舎建設積立金など1,034万8,199円

#### ○有価証券

日本勵業銀行株券や、日本電信電話公社債券など総計で125万2100円

#### ○公債

一般会計では、小中学校建築関係や町営住宅建築関係などの公債4,643万4,338円。  
特別会計では、天引金井簡易水道会計の163万1,024円。

## 住民と税等の状況 (39年度決算額より)

区分	金額	人口1人当り(14,164人)	1世帯当り(2.708)
町民税	個人	千円 7,450	526 2,751
	法人	975	69 360
	計	8,425	595 3,111
固定資産税	純固定資産税	17,910	1,264 6,614
	交付金納付金	466	33 172
計	18,376	1,297 6,786	
	軽自動車税	2,702	191 1,000
たばこ消費税	6,718	474 2,481	
電気ガス税	2,800	198 1,034	
木材引取税	139	10 51	
町税合計	39,180	2,765 14,461	
地方交付税	61,566	4,347 22,735	
歳入合計	149,641	10,565 55,259	
歳出合計	146,944	10,374 54,263	

- 1.交付金納付金……国有林、上信電鉄鉄道敷の固定資産税等  
2.人口、世帯数は昭和40.3.31現在

## 定期行政相談は

官公署への苦情・要望などの相談は、定期相談をご利用ください。

相談日……毎月5日午後1時~4時(この日が日曜のときは6日) 場所は役場内です。

行政相談委員 佐藤ミネ(小川)

毎月5日に

「家庭健全化モデル地区」に指定された大字福島・小川地区では、四十年度において県から「家庭健全化モデル地区」に指定され、二月十八日と三月二日の二回にわたり、婦人会などを対照に講習会を開きました。

家庭が毎月第一日曜日には、家庭全員が顔をそろえ、一家团圆の楽しい時をすごしていただこうと「家庭の日」を主唱していますが、当日はこれからを中心に話しません。

## 福島地区

毎月5日に